

関市プレミアム付商品券の購入をお忘れではありませんか？

照会先 企画広報課 ☎23-7014



関市プレミアム付商品券の販売は、令和2年2月28日（金）までです。

この日を過ぎると、商品券を購入できなくなりますのでご注意ください。

なお、関市プレミアム付商品券が利用できる期間は、令和2年3月31日（火）までです。

●関市プレミアム付商品券の販売場所

販売場所	関郵便局	関郵便局以外の市内郵便局 (簡易郵便局を除く)	市役所 本庁3階 企画広報課
販売時間	平日 午前9時～午後7時	平日 午前9時～午後5時	平日 午前9時～午後4時

●購入時の持ち物

- ① 関市プレミアム付商品券購入引換券 ② 購入に訪れた人の本人確認書類 ③ 商品券の購入代金

市制70周年記念 関*はもみんに新デザイン登場！

照会先 企画広報課 ☎23-7461

本市は、2020年（令和2年）に市制施行70周年を迎えます。そして、関市イメージキャラクターである関*はもみんは10歳を迎えます。これを記念し、新デザインが生まれました。市民の皆さんも新デザインの関*はもみんをぜひ活用してください。

新デザイン



新デザインを使用したいとき

ホームページより「関市イメージキャラクター使用許可申請書」をダウンロード後、照会先まで提出ください。

その際、データの送付先アドレスを明記ください。

関*はもみんとは？

市制60周年を記念し全国約1,800点の応募の中から選ばれたキャラクターです。ウサギをモチーフに、耳は関市の代表的産業の刃物で未来を切り開くイメージからハサミを表しています。

プロフィール

氏名 関*はもみん
生年月日 平成22年4月1日
年齢 9歳（令和2年2月現在）
趣味 関市のすばらしさを探しに出歩くこと
特技 みんなをハッピーにすること

中濃地域広域行政事務組合一般会計決算の状況

照会先 中濃地域広域行政事務組合 事務局 ☎25-1411

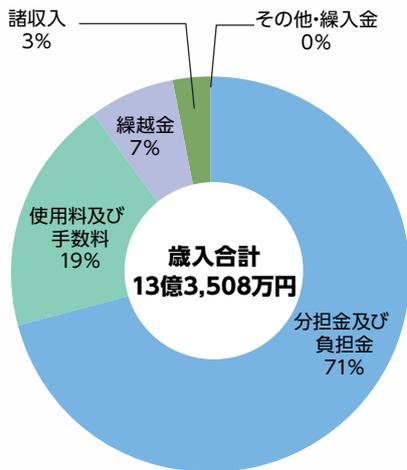
中濃地域広域行政事務組合一般会計の決算状況についてお知らせします。

一般会計の歳入決算額においては、なか美濃ふるさと基金※が廃止されたことにより、前年度と比較して39.8%減の13億3,508万円となりました。

歳出決算額においては、退職手当金の減、なか美濃ふるさと基金廃止に伴う出資金の返還金の減、溶融施設建設に伴う起債償還金が償還終了となったことにより、前年度と比較して44.3%減の11億8,273万円となりました。

※なか美濃ふるさと基金とは、中濃地域ふるさと市町村圏の振興事業へ充てるために平成7年に設置された基金です。平成29年度に廃止され、出資金である岐阜県、関市、美濃市へ出資金及び運用益5億7,658万円が返還されました。

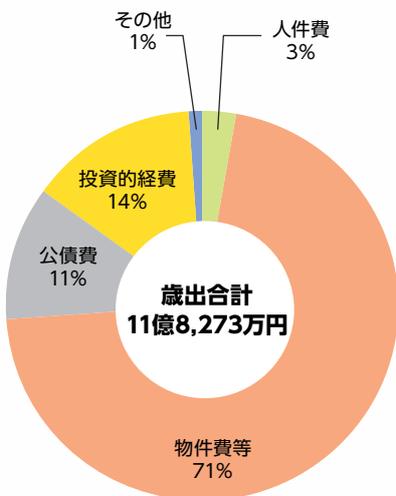
●歳入



区 分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率 (%)
分担金及び負担金	9億4,783万円	11億5,840万円	△2億1,057万円	△18.2%
使用料及び手数料	2億4,523万円	2億1,668万円	2,855万円	13.2%
繰越金	9,581万円	1億2,741万円	△3,160万円	△24.8%
諸収入	4,473万円	4,065万円	408万円	10.0%
その他	148万円	1,312万円	△1,164万円	△88.7%
繰入金	0万円	6億6,213万円	△6億6,213万円	皆減
歳入合計	13億3,508万円	22億1,839万円	△8億8,331万円	△39.8%

用語の説明	説明
分担金及び負担金	関市、美濃市からの負担金
使用料及び手数料	直接搬入される廃棄物の処理にかかる手数料
繰越金	前年度繰越金
諸収入	施設から排出される有価物（スクラップ等）の売却収入
その他	基金の運用益等
繰入金	基金（中濃地域広域行政事務組合の貯金）の取崩し

●歳出



区 分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率 (%)
人件費	3,730万円	7,250万円	△3,520万円	△48.6%
物件費等	8億3,936万円	7億6,956万円	6,980万円	9.1%
公債費	1億2,610万円	5億2,537万円	△3億9,927万円	△76.0%
投資的経費	1億6,392万円	1億3,849万円	2,543万円	18.4%
その他	1,605万円	6億1,666万円	△6億 61万円	△97.4%
歳出合計	11億8,273万円	21億2,258万円	△9億3,985万円	△44.3%

用語の説明	説明
人 件 費	組合、施設管理にかかる人件費
物 件 費 等	施設の運転管理にかかる費用
公 債 費	ごみ処理施設整備事業の償還金
投 資 的 経 費	施設の工事費用
そ の 他	補助費及び積立金等

第2回シェアエコセミナー

参加無料
託児あり

「社会課題の解決・女性活躍の一步」につながる講座です。

- 日時 3月13日(金)午前10時～午後0時30分(予定)
- 場所 福祉会館3階会議室
- 内容 使われていない資産やモノ、個人のスキルや特技をシェアする「シェアリングエコノミー」の基本的な仕組みを広く学びます。今回のセミナーでは、特に女性や子育てママたちの趣味として人気のあるクラフト(手作りアクセサリーや雑貨等)の販売方法等について実践的なスキルを深く学び、ライフスタイルの隙間時間を有効的に活用した収入の確保や生きがい(新たなコミュニティづくり)を見つける教室です。
- 講師 シェアリング伝道師、Creema(クリーマ)、clover(クローバ)
- 対象 市内在住または在勤者(女性やママたち大歓迎)
- 定員 50人程度
- 持ち物 ▶自分で作った雑貨やアクセサリー(クラフト関係の手作り品)
▶スマートフォン(※作品撮影用のカメラをお持ちの人はカメラも持参)
- 申込方法 下記窓口または右側のQRコードから申込み
- 申込期限 2月28日(金)まで ※託児を希望する人は2月21日(金)まで。
- その他 託児は、生後3ヶ月～未就園児が対象です。飲料、おむつ、おしり拭き、ビニール袋、着替えなどを準備してください。
- 照会先 企画広報課(☎23-9290)

申込はこちらから



市・土地開発公社が所有する土地を売り出します

照会先 管財課 ☎23-7763 一般競争入札により公売します。

【物件1番】

- ▶所在地番=桜本町2丁目1-4
- ▶地目・地積=宅地・178.52㎡
- ▶入札最低価格=4,869,000円

【物件2番】

- ▶所在地番=富之保字岩山崎3013-11
- ▶地目・地積=宅地・201.39㎡
- ▶入札最低価格=1,131,000円

【物件3番】

- ▶所在地番=板取字大道下タ1591-6
- ▶地目・地積=宅地・501.67㎡
- ▶建物付=居宅(木造2階建 床面積164.72㎡)
- ▶入札最低価格=1,983,000円

【物件4番】

- ▶所在地番=東町5丁目3-3
- ▶地目・地積=宅地・940.49㎡
- ▶入札最低価格=26,722,000円

【物件5番】

- ▶所在地番=池田町153
- ▶地目・地積=宅地・2,028.39㎡
- ▶建物付=事務所(鉄筋コンクリート造1階建 床面積721.04㎡)、自転車置場(鉄骨造1階建 床面積8.00㎡)、車庫(軽量鉄骨造1階建 床面積14.90㎡)
- ▶入札最低価格=95,682,000円

【物件6番】 関市土地開発公社所有地

- ▶所在地番=小瀬字一ノ門1132-1
- ▶地目・地積=宅地・728.00㎡
- ▶入札最低価格=23,092,000円

【物件7番】 関市土地開発公社所有地

- ▶所在地番=南町1丁目2-1
- ▶地目・地積=宅地・94.64㎡
- ▶入札最低価格=2,831,000円

■申込期間 2月5日(水)～2月19日(水) 午前9時～午後5時まで(閉庁日は除く。)

■入札日 2月26日(水)

※入札参加申込書・資料などは管財課でお渡しします。

※入札最低価格以上で、かつ、最高額で入札された人を落札者とし、同額の場合は抽選とします。

※落札者とは14日以内に売買契約を結び、売買代金を契約日から20日以内に一括納入していただきます。

※売買代金のほか、移転登記費用等が必要です。

市の基本的な制度となる条例を定めたり、重要な政策を定める計画を立てる場合は、あらかじめ市民の皆さんに、その案や考え方、ねらい、主な内容などを公表します。

広く市民の皆さんからご意見をいただき、そのご意見に対する市の考え方を公表するとともに、市民の意見を条例や計画などに反映させることで、よりよい行政を目指します。

どうぞお気軽にご意見をお寄せください。



関市地域防災計画<改訂> (案)

災害対策基本法の規定に基づき、近年の災害対応や、防災関係法令等を踏まえ、災害予防、災害警戒・対策及び災害復旧対策に関する事項を定め、防災対策を総合かつ計画的に実施するための計画です。

- 募集期間 2月21日(金)～3月23日(月)
- 紹介・提出先 危機管理課
(☎23-7048 ☎24-4119)
✉ kiki@city.seki.lg.jp

関市国土強靱化地域計画 (案)

国土強靱化基本法の規定に基づき、災害に強いまちの実現に向けて、防災・減災対策をとりまとめ、より強靱で安心・安全なまちづくりを総合的かつ計画的に促進するための計画です。

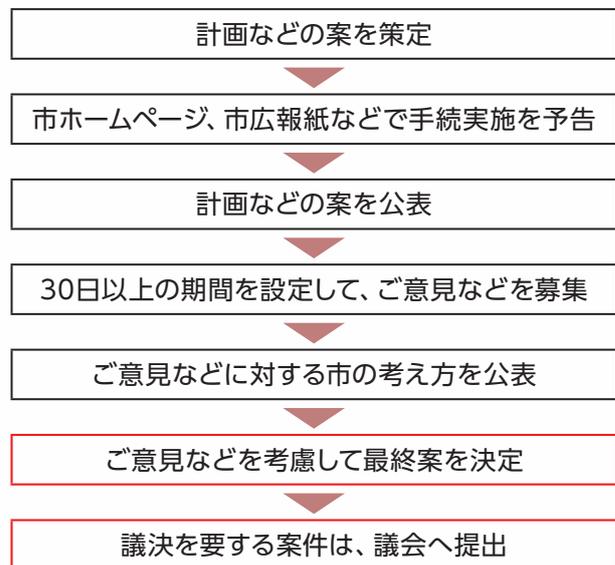
- 募集期間 2月21日(金)～3月23日(月)
- 照会・提出先 危機管理課
(☎23-7048 ☎24-4119)
✉ kiki@city.seki.lg.jp

第2期関市まち・ひと・しごと創生 総合戦略 (案)

少子高齢化社会への対応や地域経済の活性化に向け、今後3年間の「しごととの創出・人の流れの創出・子育て支援・時代に合った暮らし」に特化した施策をとりまとめた計画です。

- 募集期間 2月21日(金)～3月23日(月)
- 照会・提出先 企画広報課
(☎23-9290 ☎23-7744)
✉ kikaku@city.seki.lg.jp

パブリックコメントの流れ



◆公表場所

市ホームページ、各担当課、企画広報課、各地域事務所、西部支所、市立図書館など

◆意見を提出できる人

市内に在住、在勤、在学の人または市内に事務所、事業所をお持ちの人や団体

◆意見の提出方法

住所、氏名、意見を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。①持参、②郵送、③ファクス、④電子メール

※所定の様式は公表場所または市ホームページから入手できます。同様の内容が記載してあれば任意の様式でも可能です。口頭や電話での意見はご遠慮ください。

※提出された意見とそれに対する市の考え方を、意見募集期間終了後に公表します。(意見提出者の住所・氏名は公表しません。)

市議会だより

市議会第4回定例会

令和元年市議会第4回定例会を、12月2日から23日までの22日間、開催しました。

この定例会では、条例関係10件、一般議案16件、補正予算8件、人事案件1件の、合わせて35件を審議しました。

▼12月2日の本会議1日目は、会期を22日間と決めた後、議案の説明が行われ、関市教育委員会の委員の任命について同意しました。

▼11日の本会議2日目は、議案に対する質疑を行い、関市印鑑条例の一部改正など14件を可決しました。

また、関市一般職の任期付職員を採用等に関する条例の制定や、この日に追加上程された令和元年度関市一般会計補正予算（第7号）など20件をそれぞれ所管の各常任委員会に付託しました。

その後、代表質問を行い、4人が当局の姿勢や方針について質問を行いました。

問を行いました。

▼13日の本会議4日目は、5人が一般質問を行いました。

▼16日～18日は、各常任委員会で付託案件の審査を行いました。

▼23日の本会議5日目は、各常任委員長から付託案件の委員会審査結果の報告が行われ、討論、採決の結果、付託されたすべての議案を可決しました。

代表・一般質問

関市民球場の改修

質問 改修内容・スケジュールは

【答弁】

関市民球場は、昭和52年の開設後、これまで改修を行いつつ使用してきました。来年度に予定している老朽化による大規模改修では、公認野球規則に則った、より使用しやすく、機能強化を図った球場にしたいと考えています。

ウトの拡張、ブルペンの整備、グラウンド使用者専用のトイレの設置などを予定しています。

なお、改修工事は、令和2年9月に工事を開始し、令和3年秋の完成を予定しています。

市制70周年記念事業

質問 市民協働による記念事業の内容は

【答弁】

令和2年度は市制70周年、また市町村合併15周年の節目の年にあたりますので、これまでの本市の軌跡と先達に感謝し、未来への確かな一歩を踏み出すために、市民の皆様の声を反映した様々な記念事業を展開したいと考えています。

主な記念イベントとして、高校生が主体となる歴史に関するプレゼン大会「戦国甲子園」や、女性を中心とした実行委員会による子どもと母親がともに楽しめる「（仮称）せきマルシェ」を開催する予定です。さらに、若者や市民活動団体が自主的に行う記念事業に対して、市民活動助成金制度で支援することも検討しています。

この節目の年を契機として市民の誇りを醸成するとともに、未来へ希望を描く特別な年にしていきたいと考えています。

学校給食センター

質問 食物アレルギーへの今後の対応は

【答弁】

新しい学校給食センターは、令和2年度2学期から配食を開始しますが、アレルギー除去食については、令和2年度3学期から、まずは2校程度を試験校として選定し、実施する予定です。その後、令和3年度2学期からを目途に、市内全小中学校で除去食対応を実施したいと考えています。

除去食実施については、よりきめ細やかな対応が必要となることから、最初は鶏卵から対応を開始し、安全性を確認しながら対応範囲を徐々に広げていきたいと考えています。なお、小学1・2年生については、誤食事故を防ぐために、除去食の対応を見送りたいと考えています。

また、落花生、そば、カシューナッツ、まつたけ、あわび、いくらを含む生魚介類、生やまいものアレルギー食品については、給食で提供しない予定です。

さらに、飲用牛乳の代替として、お茶パックの提供を始めます。お茶パックについては、乳および乳製品による食物アレルギーなどの疾患をもつ児童生徒が、飲用牛乳からお茶への代替を希望する場合に提供することとし、小学1年生から中学3年生までを対象として、令和2年度4月から実施する予定です。

ネットリテラシー教育

質問 子ども・保護者・教職員に対する取組は

答弁 子どもたちには、情報モラル・SNSの危険性について、ICT機器活用の授業や、専門家を招いた講演会において啓発活動を行っています。また、各学校の児童会・生徒会では、ネットの正しい使い方について、いじめ撲滅なども合わせて、「〇〇宣言」という形で全校児童生徒に提示し、意識を高めています。

教職員については、定期的に研修会を開催しているほか、各学校の管理職や情報教育担当教員が、県教委・市教委主催の研修会に参加し、その内容を全教職員に伝達しています。

保護者に対しては、関市PTA連合会と連携を図りながら、専門家を招いた研修会を行っています。また、関市青少年健全育成協議会・関市PTA連合会・関市小中学校校長会の三団体が連携して、関市の現状をもとに、スマホなどの安全な使用についてのお願い文書を全保護者に配布しています。

自衛官募集事務

質問 協力内容の見直しは

答弁 市では、自衛隊法など法令の規定に基づき、自衛官などの募集に関する事務の一部を行っています。内容としては、自衛隊が自衛官募集事務に利用する住民基本台帳情報の一部の提供や市広報紙への募集記事の掲載、自衛隊で作成された募集案内往復ハガキの送付事務、募集ポスターの掲示、合同就職説明会の開催を行っています。

自衛隊は、全国で災害時の捜索や復旧・復興対応、豚コレラ発生時の対応などでも大きな役割を果たされているほか、市の防災訓練や防災フェアなどにも積極的に協力をいただいております。市としては、今後も自衛官募集事務に協力していきたいと考えています。

総合防災訓練

質問 自主防災会に対する市の支援策は

答弁 市の支援策として、一つ目に、自主防災会に対して訓練内容に関する相談や提案を行っています。昨年度「防災訓練メニュー」という冊子を作成し、自主防災会長の皆様に配付し、訓練を企画するときの参考にさせていただきました。また、6月に開催した防災フェアでは、防災訓練の相談窓口を設置したほか、危機管理課窓口でも随時、相

談の受付をしています。

二つ目に、災害図上訓練に必要な大判地図の提供や、必要な文房具の貸出しをしています。また、地域からの依頼により、防災に関する出前講座や、防災講座の講師派遣の案内をしています。

三つ目に、自主防災会に対する防災訓練補助金の交付を行っています。防災訓練を実施する自主防災会からの申請に基づき、年1回、1自治会あたり5千円以内の補助金を交付しています。

国民健康保険

質問 来年度の国民健康保険税は

答弁 国民健康保険事業は、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となっており、市の国民健康保険税率は、県から示される納付金の額を基に決定します。

平成30年度は、国が公費支援を増やしたことなどにより県納付金が想定より低かったことなどから、保険税の引き下げを行いました。

令和元年度は、県納付金が想定を大きく超える金額でしたが、保険税率を据え置いたことなどから歳入不足となり、不足分は国民健康保険基金からの繰り入れにより対応する予定です。

なお、来年度以降についても、でき

る限り国民健康保険加入者の負担を抑えることを前提に、県から示される納付金の額を確認し、基金がどこまで負担を抑えるために活用できるかを検討して保険税を決定していきたいと考えています。

乳児用液体ミルク

質問 災害用に市で備蓄してはどうか

答弁 乳児用液体ミルクは、お湯が不要で容器から直接飲むことができるうえに、常温の状態でも缶やレトルトパックであれば9カ月から1年間、紙パックであれば6カ月間保存できます。

市で液体ミルクを備蓄することになった場合は、保存期限が短いことや、防災備蓄倉庫の夏場の温度などの環境が課題となるため、保健センターや保育園などで備蓄することが適当ではないかと考えます。また、保存期限が近付いた液体ミルクの活用方法として、各家庭での備蓄を啓発するために、防災フェアや子育て世代を対象にした防災講座などでの紹介や試飲に利用できると考えられます。

市の方針としては、今のところ液体ミルクの具体的な備蓄計画はありませんが、今後、市で備蓄できるよう前向きに検討していきます。

庁舎アトリウム

質問 活用状況と多目的シヨップの使用料徴収は

答弁 庁舎1階のアトリウムを改修し、「市民協働スペース」や「多目的シヨップ」などを新たに設け、令和元年7月1日にリニューアルオープンしました。11月末までに、市民協働スペースを延べ約350名の方に会議などで利用いただき、多目的シヨップについては、福祉施設によるパン販売や地元青果販売などで約40回の利用がありました。

市の条例では、庁舎アトリウムの使用料は1日につき2,100円と規定されていますが、改修に伴い利用形態が変わっていることから、現在は試行期間と考え、多目的シヨップの使用料の徴収はしていません。試行期間を令和2年3月末までとして条例改正を行い、来年度から使用料を徴収したいと考えています。

NONO東京オリンピック・パラリンピック

質問 市の取組は

答弁 コートジボワール共和国が岐阜市・関市のホストタウンに決定したことで、これまでに、関まつりでは日本に滞在するコートジボワールのミュ

ージションを招いたステージ演奏や行進パレードを行い、ビジネスプラス展やいきいきフェスタなどでは、ホストタウンとしてのPRを行いました。また、大会開催を市民に周知するために、市役所とせきしんふれ愛アリーナにカウントダウンボードを設置しました。

今後は、令和2年6月16日から30日までのコートジボワール代表選手受入れのため、各種イベントでのPR活動をはじめ、郷土料理による交流会、オリンピックによるスポーツ講演会などを行うていきます。また、代表選手による各学校への出前授業や学校給食でのPRなど、コートジボワールを身近に感じ、応援できるような事業を展開していきたいと考えています。

台風の被災地支援

質問 関市としての支援は

答弁 令和元年10月の台風19号による被害は、関東地方や甲信地方、東北地方など広範囲であったことから、関市と災害相互応援協定を締結している自治体や平成30年7月豪雨災害の際に支援していただいた自治体など19自治体に対して被害状況と支援の要否について確認し、茨城県常陸大宮市への支援を決定しました。

支援内容としては、関市から支援職員4名を10月28日から30日までの3日間派遣し、支援物資として、ペットボトル飲料水、タオル、トイレットペーパーを搬送しました。また、常陸大宮市の要請により、災害ごみ仮置き場での分別の指示作業や損壊家屋の片づけなどの作業を行いました。

避難所(体育館)の機能強化

質問 問仕切りの整備は

答弁 市では、避難所生活におけるプライバシー確保のため、2種類の問仕切り(パーティション)を配備しています。「災害用簡易問仕切り」というパーティションは、各小中学校に80個から100個を備蓄しています。このパーティションは、ナイロン製の幅2.1メートル、奥行き2.1メートル、高さ1.2メートルの正方形タイプで、家族(5〜6人)単位や、子どもスペースなどでの使用を予定しています。

「避難所用マルチスペース」というパーティションは、各小中学校に1〜3個を備蓄しています。このパーティションは、ナイロン製のドーム型のテントタイプで、更衣室や授乳スペースなどでの使用を予定しています。

公共施設再配置計画

質問 第1期実施計画の進捗状況は

答弁 第1期実施計画で予定している施設については、令和9年度までを目途に統廃合や譲渡を行うこととし、その目標に向けて取り組んでいます。

主な施設の進捗状況として、学校給食センターについては、計画では平成31年度に建替えとなっておりますが、平成30年度に着工し、令和元年度中に竣工予定で、その後武儀と洞戸の学校給食センターの統合・廃止を予定しています。

武儀西小学校は、計画では令和9年度に武儀東小学校へ統合となっておりますが、令和3年度からの統合に向けて進められているところです。

板取生涯学習センターは、計画では令和3年度に複合化予定でありましたが、複合化先については板取事務所に決定し、令和元年度に複合化の改修工事を行っています。

なお、その他の施設の進捗状況もホームページで公表しています。

今後とも計画的に進めていくため、5年ごとに計画の見直しを行いながら実施計画を策定するとともに、行動目標の設定により全体の進捗状況を管理し、効率的な施設の運営に努めていきます。

アーティストバンク

質問 運用の状況は

答弁 アーティストバンクとは、関市ゆかりのアーティスト情報を収集・登録・公開するものです。アーティストの発表の場を拡充し、市民へ芸術鑑賞などの機会を提供することにより、アーティストと市民の交流を図り、芸術文化の振興に寄与することを目的としています。

アーティストバンクには、現在9人のアーティストが登録しています。平成29年度からは、アーティストバンク活用事業コンサートを市主催で5回開催しており、今年度も12月と3月の開催を予定しています。

今後も、多くの市民の方が芸術文化に触れ、アーティストとの交流が深められるきっかけになることを期待しています。

◆関市議会を傍聴しませんか

議会はどなたでも傍聴できます。

また、本会議開会時間のみ、市議会ホームページにおいて市議会ライブ中継を放送しています。また、議員の質問については、録画配信を行っています。

■照会先 議会事務局（☎23-9068）

審議の結果

一般議案					条例関係																
公の施設の指定管理者の指定（関市板取運動公園ほか5施設）	可決	関市立中池自然の家の設置及び管理運営に関する条例の一部改正	可決	関市立中池自然の家の設置及び管理運営に関する条例の一部改正	可決	関市立中池自然の家の設置及び管理運営に関する条例の一部改正	可決	関市立中池自然の家の設置及び管理運営に関する条例の一部改正	可決	関市立中池自然の家の設置及び管理運営に関する条例の一部改正	可決	関市立中池自然の家の設置及び管理運営に関する条例の一部改正	可決	関市立中池自然の家の設置及び管理運営に関する条例の一部改正	可決	関市立中池自然の家の設置及び管理運営に関する条例の一部改正	可決	関市立中池自然の家の設置及び管理運営に関する条例の一部改正	可決		
公の施設の指定管理者の指定（関市洞戸運動公園及び関市洞戸テニスコート）	可決	関市職員の給与に関する条例の一部改正	可決	関市職員の給与に関する条例の一部改正	可決	関市職員の給与に関する条例の一部改正	可決	関市職員の給与に関する条例の一部改正	可決	関市職員の給与に関する条例の一部改正	可決	関市職員の給与に関する条例の一部改正	可決	関市職員の給与に関する条例の一部改正	可決	関市職員の給与に関する条例の一部改正	可決	関市職員の給与に関する条例の一部改正	可決	関市職員の給与に関する条例の一部改正	可決
公の施設の指定管理者の指定（関市立図書館）	可決	関市一般職の任期付職員に関する条例の制定	可決	関市一般職の任期付職員に関する条例の制定	可決	関市一般職の任期付職員に関する条例の制定	可決	関市一般職の任期付職員に関する条例の制定	可決	関市一般職の任期付職員に関する条例の制定	可決	関市一般職の任期付職員に関する条例の制定	可決	関市一般職の任期付職員に関する条例の制定	可決	関市一般職の任期付職員に関する条例の制定	可決	関市一般職の任期付職員に関する条例の制定	可決	関市一般職の任期付職員に関する条例の制定	可決
テレビ放送センターほか3施設	可決	関市税条例の一部改正	可決	関市税条例の一部改正	可決	関市税条例の一部改正	可決	関市税条例の一部改正	可決	関市税条例の一部改正	可決	関市税条例の一部改正	可決	関市税条例の一部改正	可決	関市税条例の一部改正	可決	関市税条例の一部改正	可決	関市税条例の一部改正	可決
岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議	可決	関市公設地方卸売市場業務条例の一部改正	可決	関市公設地方卸売市場業務条例の一部改正	可決	関市公設地方卸売市場業務条例の一部改正	可決	関市公設地方卸売市場業務条例の一部改正	可決	関市公設地方卸売市場業務条例の一部改正	可決	関市公設地方卸売市場業務条例の一部改正	可決	関市公設地方卸売市場業務条例の一部改正	可決	関市公設地方卸売市場業務条例の一部改正	可決	関市公設地方卸売市場業務条例の一部改正	可決	関市公設地方卸売市場業務条例の一部改正	可決
新市建設計画の変更	可決	下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定	可決	下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定	可決	下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定	可決	下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定	可決	下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定	可決	下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定	可決	下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定	可決	下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定	可決	下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定	可決	下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定	可決

人事案件	補正予算	一般議案																					
関市教育委員会の委員の任命（新任1名）	令和元年度関市特別会計補正予算（5件） 〔国民健康保険（第2号）／下水道（第2号）／農業集落排水事業（第4号）／公設地方卸売市場事業（第1号）／介護保険事業（第3号）〕	公の施設の指定管理者の指定（関市武芸川ふるさと館）	可決	公の施設の指定管理者の指定（関市武芸川民俗資料館）	可決	公の施設の指定管理者の指定（関市武芸川福祉センター）	可決	公の施設の指定管理者の指定（関市武儀福祉センター）	可決	公の施設の指定管理者の指定（関市武芸川健康プール）	可決	公の施設の指定管理者の指定（中濃公設地方卸売市場）	可決	公の施設の指定管理者の指定（関市道の駅平成）	可決	市道路線の廃止	可決	市道路線の認定	可決	令和元年度関市一般会計補正予算（第6号）・（第7号）	可決	令和元年度関市水道事業会計補正予算（第2号）	可決

申告に必要なもの

認印 (スタンプ式などの朱肉を使わない、材質の柔らかいものは不可)
金融機関の口座番号 (所得税の還付申告の場合、申告者本人の口座番号が必要です。)
マイナンバー確認書類、またはその写し (①マイナンバーカード、②通知カード及び運転免許証等の顔写真付きの証明書、③マイナンバー記載の住民票及び顔写真付きの証明書、④ID・パスワード方式の届出完了通知 ※①②③④のいずれか) ※昨年、市役所、アピセ・関の申告会場で、ID・パスワード届出完了通知を発行されている人は、ID・パスワード方式の届出完了通知を持参されると、マイナンバー確認書類の代わりとなります。

※収支のわかる書類 (主なもの)

昨年の収入 (所得) について	必要書類
給与収入がある人	給与所得の源泉徴収票【原本】
年金をもらっている人	公的年金等の源泉徴収票【原本】
不動産所得、事業 (農業も含む) 所得がある人	収支を計算した収支内訳書

「源泉徴収票」と記載されたものが重要です。

※例年「年金振込通知書」や「年金額改定通知書」を持参される人がいらっしゃいますが、「源泉徴収票」以外では申告できませんのでご注意ください。



令和元年年分	公的年金等の源泉徴収票	
支払を受ける者	住所又は居所	
	(フリガナ)	
	氏名	

※次の控除を受ける場合の必要書類 (主なもの)

控除の種類	必要書類
医療費控除 (年間10万円または所得の5%のいずれか低い額を超えた額 上限200万円)	医療費控除の明細書または医療費通知 (注1) (注2) (平成29年分から令和元年 (平成31年) 分の申告までは従来どおり領収書【原本】によることもできます。)
医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制) (特定一般医薬品購入費 (注3) の合計額-1万2千円 上限 8万8千円)	セルフメディケーション税制の明細書 (令和元年 (平成31年) 分までは領収書【原本】によることもできます。) 「一定の取組」(注4) を明らかにする書類
社会保険料控除 (国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、任意継続保険料)	控除証明書等【原本】 (支払った金額のわかるもの)
生命保険料控除 (一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料)	保険料払込証明書【原本】
地震保険料控除 (地震保険料、旧長期損害保険料)	保険料払込証明書【原本】
障害者控除 (本人、配偶者、扶養している人について、障害者控除の申告をする場合)	障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳など 要介護認定者に対する障害者控除については、「障害者控除対象者認定書」が必要です。市役所高齢福祉課、または各地域事務所で手続きをお願いします。
寄附金控除	領収書【原本】

注1) 医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。

注2) 医療保険者が発行する「医療費通知」を提出すると、該当する内容について明細書への記入を省略できます。

(ただし、「被保険者等の氏名」、「療養を受けた年月」、「療養を受けた人の氏名」、「療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称」、「被保険者が支払った医療費の額」、「保険者等の名称」が記載された医療費通知に限りです。)

注3) 特定一般医薬品購入費はスイッチOTC医薬品の購入費となります。対象となる医薬品については厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>) で確認できます。

注4) 「一定の取組」を明らかにする書類は以下の通りです。

- ・保険者 (健康保険組合、国保等) が実施する健康診査【人間ドック、各種健 (検) 診等】
- ・予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】
- ・勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】
- ・特定健康診査 (いわゆるメタボ検診) 特定保健指導
- ・市町村が健康増進事業として実施するがん検診

※健康診査等の「一定の取組」にかかった費用は医療費控除の特例の対象にはなりません。

申告される際のお願い

申告受付会場は大変混雑しており、受付にお時間がかかります。申告する際、予めご自宅で書類の整理、医療費の計算等を行っていただき、申告が円滑に進むようご協力をお願いします。また、「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」は市役所税務課に備えてありますが、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) からダウンロードすることもできます。(国税庁ホームページには、支払った医療費の内容を表計算ソフト (エクセルなど) で入力・集計ができるフォーマット (医療費集計フォーム) が掲載されています。)

申告期間は、2月17日(月)～3月16日(月)です。

令和元年(平成31年)分「市・県民税の申告」「所得税の確定申告」が始まります

照会先 **税務課** ☎23-8893

令和元年(平成31年)分の申告受付が始まります。

令和2年1月1日現在、関市内に住所がある人で、下記の「申告が必要な人」は、平成31年1月～令和元年12月の1年間に得た所得について申告が必要です。期限内に申告を済ませましょう。

申告が必要な人

下記以外でも申告が必要な場合があります。詳しくは問い合わせください。

主な収入が給与の人(パート、アルバイトの人も含みます)

- 給与収入の合計額が2,000万円を超える人
- 給与を2カ所以上からもらっている人
- 給与や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超えている人

確定申告が必要です

- 勤務先から市へ、給与支払報告書の提出がされていない人
- 給与や退職所得以外の所得の合計額が20万円以下の人

市・県民税の申告が必要です

主な収入が農業や営業の人、不動産による所得がある人

- 所得の合計額が、所得控除の合計額を超えている人

確定申告が必要です

- 所得の合計額が、所得控除の合計額を超えない人

市・県民税の申告が必要です

収入がなかった人

- 課税所得証明書などの証明書の交付が必要な人
- 国民健康保険税の軽減の対象になる人

市・県民税の申告が必要です

主な収入が年金の人

所得税の確定申告が不要の人で、扶養控除や生命保険料控除などの各種控除を受ける場合は、市・県民税の申告が必要です。

- 公的年金の収入の合計額が400万円を超える人
- 公的年金以外の所得の合計額が20万円を超える人

確定申告が必要です

- 公的年金の収入の合計額が400万円以下で、新たに各種控除(扶養控除、生命保険料控除等)を受けようとする人
- 公的年金以外の所得の合計額が20万円以下の人

市・県民税の申告が必要です

確定申告で所得税が還付される場合もあります

多額の医療費を支払った人(医療費控除を受ける人)
扶養控除や社会保険料控除などを追加する人
令和元年(平成31年)中に勤務先を退職し、年末調整が済んでいない人

申告書へのマイナンバーの記載が必要です

申告の際は申告書へのマイナンバーの記載とともに、本人確認(番号及び身元確認)書類の提示または写しの提出が必要です。

「市・県民税の申告」、「所得税の確定申告」の受付会場と受付時間

申告受付会場	開設期間	時間
市役所1階・市民ホール 洞戸事務所、板取事務所 武芸川事務所、武儀事務所 上之保事務所	2月17日(月) } 3月16日(月) (土・日・祝日を除く)	午前9時～午後5時 (受付終了 午後4時30分)

市役所の申告受付会場では、例年、午前中が混雑する傾向にあります。申告の内容によっては受付時間が長くなる場合もありますので、時間に余裕をもってお越しください。市役所の申告受付会場では、今年より番号発券機による整理番号の発券を行います。また、インターネットにて、会場の混雑状況を確認できます。

[ネコの目](#) [関市](#) [検索](#)

市役所で受付できない「所得税の確定申告」

市・県民税の申告会場においても、所得税の確定申告の受付ができますが、次の内容の申告をされる人は、**アピセ・関**で申告してください。

- 土地、家屋などを売られた人
- 山林を売られた人
- 株を売られた人
- 損失の申告をされる人(株式売買など)
- 青色申告をされる人
- 贈与税、相続税などの申告をされる人
- 住宅ローン控除の初回の申告をされる人